

～火を消して 不安を消して つなぐ未来～

## 11月9日は「119番の日」です

11月9日は「119番の日」、その日から1週間（11月9日～15日）は「秋季全国火災予防運動期間」です。119番通報や火災への対策など、改めて確認しましょう。 **問合せ** 予防課・警防課 ☎ 24-0119 FAX 22-0102

### 住 宅 いのちを守る 10のポイント 防 火

#### 6つの対策

- 1 ストープやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- 2 住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 部屋を整理整頓し、寝具、衣類やカーテンは防炎品を使用する。
- 4 消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

#### 4つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対にしない、させない。
- 2 コンセントは清掃し、不必要なプラグは抜いておく。
- 3 コンロを使うときは火のそばを離れない。
- 4 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。

#### 救急車を利用するときは

定期的な通院は公共交通機関を利用するなど、救急車の適正利用にご協力をお願いします。

また、「救急車のサイレンを鳴らさずに来てほしい」と依頼されることがありますが、サイレンを鳴らさないと緊急走行ができませんので、ご理解をお願いします。

## 11月は「秋のこどもまんなか月間」！

## オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン



オレンジリボン  
(児童虐待防止運動  
シンボルマーク)

児童虐待は、身近なところで起こり、尊い幼い命が奪われる重大な事態になることもあります。

子どもたちを見守る私たち一人ひとりの「目配り」や「気づき」が、児童虐待を未然に防ぐことにつながります。

#### 児童虐待とは

児童虐待とは、親などの保護者が、子どもの身体や心を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為を指します。

#### 身体的虐待

殴る、蹴る、やけどさせる、家の外に閉め出すなど

#### ネグレクト (育児放棄)

食事を与えない、家に閉じ込めるなど

#### 心理的虐待

子どもの前で配偶者に暴力をふるう、無視するなど

#### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為をみせるなど

#### 連絡・相談はこちらへ

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189

子育て支援課家庭児童相談室 ☎ 内線 394

健康づくり推進課 ☎ 21-3300

茨城県日立児童相談所 ☎ 22-0294

いばらき虐待ホットライン(24時間対応) ☎ 0293-22-0293

児童相談所相談専用ダイヤル ☎ 0120-189-783

日立警察署(命の危険を感じたとき) ☎ 110

#### 市役所庁舎のライトアップ

とき 11月1日(水)～30日(木) 日没～午後9時

オレンジリボンをイメージしたオレンジ色にライトアップ

#### オレンジリボンたすきリレー

とき 11月2日(木)

\* 出発式 午前9時～9時30分 市役所大屋根広場

ランナーが県庁までタスキをつなぎます

問合せ 子育て支援課 ☎ 内線 323 FAX 22-3011

#### 見落とさないで！子どもや保護者からのサイン

##### 子どものサイン

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 衣服やからだがいっぱい汚れている
- 不自然な傷や打撲の痕がある など

##### 保護者のサイン

- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子どものけがについて不自然な説明をする など



誰もが安心して暮らせるまちに

## 認知症の人にやさしい事業所認定事業

県では、認知症の人やその家族にやさしい対応などの支援を行う事業所に対し、「茨城県認知症の人にやさしい事業所」の認定事業を行っています。ぜひ認定を受けて、認知症の方が安心して生活できるまちづくりにご協力ください。

認定までの流れ

「認知症サポーター養成講座」を従業員1人以上が受講  
\*講座の日程は右記QRをご覧ください。



県HPから申請



認定証とステッカーを店舗に掲示  
\*認定事業所は県HP(左記QR)で確認できます。

認知症サポーターの配置や認知症の方を含めた高齢者が利用しやすい環境づくりなどの取組を実施

認定を受けた事業所の方にお話を伺いました

協力事業所：常陽銀行日立支店（市内で最初に認定を受けた事業所）

どのような取組をしていますか

目を合わせ、ゆっくりと、難しい言葉をできるだけ使わずに対応しています。通帳やカードを紛失し、再発行を繰り返すなど、「もしかしたら認知能力が低下しているのかな？」と思われる方がいらっしまったときは、家族の方にご連絡するようにしています。



認知症サポーター（チームオレンジひたち）の福地さんと常陽銀行日立支店の斉田さん（左から）

認知症の方や家族の方へのメッセージ

もっとも重要かつ有効な手段は、家族の方との連携だと考えています。弊行独自の取組である「家族連絡先登録制度\*」の登録先を増やすことで、引き続き取組を強化していきたいと思っています。

\*本人に連絡が取れない時の連絡先として、また、家族の方が本人の代わりに取引内容について照会できるように、事前に登録をする制度。

問合せ

高齢福祉課 ☎内線 246 FAX 24-2281

支援が必要な方へ

## 各種障害者手帳の手続きについてご相談ください

障害者手帳とは、何らかの障害によって、自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に交付される手帳です。その種類や等級に応じ、税金の控除や各種障害福祉サービスを受けることができます。手帳には、以下の3種類があります。申請の仕方が分からない、住所が変わったので変更したいなど、お困りの方はお気軽にご相談ください。

### 身体障害者手帳

「視覚、聴覚、手足や臓器などの身体に障害があると認められた方」に交付される手帳です。

1級（重度）から6級（軽度）まであります。

問合せ 障害福祉課

### 療育手帳

「知的に障害があると認められた方」に交付される手帳です。

①（マルA、最重度）からC（軽度）まであります。

問合せ 18歳未満の方 茨城県日立児童相談所

☎ 22-0294

18歳以上の方 茨城県福祉相談センター

☎ 029-221-0800

### 精神障害者保健福祉手帳

「統合失調症、うつ病、認知症などに伴い、精神に障害があると認められた方」に交付される手帳です。

1級（重度）から3級（軽度）まであります。

問合せ 障害福祉課

\*身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳の申請には医師の診断書、療育手帳の申請には知能検査などが必要です。申請後、県か市による判定があり、「交付」、「不交付」が決定されます。

問合せ 障害福祉課 ☎内線 356 FAX 22-3011